

≪地域児童遊園地遊具等整備事業補助金について≫

補助対象事業

地域児童遊園地内の下記遊具・設備の新設及び撤去、増・改設（修繕を含む）並びに点検

- ① すべり台
- ② ブランコ
- ③ 鉄棒
- ④ 砂場
- ⑤ 手洗い場
- ⑥ フェンス（安全対策として）
- ⑦ ベンチ
- ⑧ その他市長が特に適当と認めたもの

補助要件

- ・自治会等の管理団体が遊具等を管理している地域児童遊園地であること。
- ・児童が自由に利用できる地域児童遊園地であること。
- ・年度内に当該補助金の交付を受けていないこと（点検結果に伴う新設等の整備を除く）。

補助金の額

補助対象事業に要する経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）

補助上限額

遊具等の新設及び撤去	20万円（撤去と同時に行う場合40万円）
遊具等の増・改設（修繕含む）	10万円
遊具の点検	1万円

注意事項

- ① 工事又は点検開始後の申請は一切認められません。事前に申請する必要があります。
- ② 本年度の予算額に達した時点で受付を終了します。
- ③ 看板、地域児童遊園地横の生活道路等への防犯灯の設置は対象となりません（防犯灯については、危機管理課へご相談ください）。
- ④ 地域児童遊園地1カ所につき年度内に1回のみ申請可能です。ただし、点検結果に伴う新設等の整備の場合は年度内に追加で申請可能です。
- ⑤ 工事又は点検は年度内に完了してください。

具体的な申請方法等は裏面をご覧ください。



補助金申請の流れと提出書類

※太字下線（グレー）の書類は指定様式をご利用ください。

1. 交付申請	下記書類を市へ提出してください。 <input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 見積書（業者へ依頼してください） <input type="checkbox"/> 整備前の状況を示す写真の写し
2. 交付決定	交付申請書の内容を審査し、交付決定します。 補助金交付決定通知書を市から申請者へ送付します。
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"><p>交付決定後、整備の内容を変更する場合は着工前にご相談ください。 ご相談がなかった場合は補助の対象外となりますので、ご注意ください。</p></div>	
3. 着工	補助金交付決定通知書をご確認のうえ、着工してください。
4. 完成	下記書類を市へ提出してください。 <input type="checkbox"/> 完成届兼実績報告書 <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 着工前・完成後の写真※又は業者が点検した報告書の写し
5. 補助金額の確定	実績報告の内容を審査し、補助金額を確定します。 補助金等確定通知書を市から申請者へ送付します。
6. 請求	下記書類を市へ提出してください。 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 通帳の写し等振込先が分かる書類
7. 補助金交付	補助金確定額を指定された口座に振り込みます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<提出・問い合わせ先>

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1

瀬戸内市こども・健康部 こども家庭課 こども政策係

☎0869-24-8015